

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
対象施設の基準の考え方

【方針】

○基本的には、国が示した要綱に沿って実施するが、園児の安全確保等の視点から、次の点について国基準に上乘せする。

【市の独自基準】

1、従事する者の数及び有資格者の配置

「集団活動に従事する者の数」及び「集団活動に従事する者の資格」について、国が示した要綱では、「概ね」となっているが、基準が不明確であるため削除するもの。

(1) 集団活動に従事する者の数

国要綱

「集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね 20 人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね 30 人につき1人以上であること。」

(2) 集団活動に従事する者の資格

「集団活動に従事する者の概ね3分の1」は、幼稚園教諭・保育士等の有資格者であること。

2、施設の基準

・施設を有する集団活動事業の設置者

衛生面の観点から、便所について、「集団活動室及び調理室と区画をされており、かつ幼児が安全に使用できるものであること」を追記するもの。(認可外保育施設の基準に準拠)

・施設を有しない集団活動事業の設置者

「施設を有しない集団活動事業の設置者(以下、「施設を有しない設置者」という。)については、上記(1)から(4)と同等の設備を確保すること。その際には、施設を有しない設置者は、設備の所有者または管理者から使用許可を得ること並びに衛生管理、安全管理及び感染症対策について、設備の所有者または管理者と協議をしたうえで責任を持って実施すること。」を追記するもの。

3、非常災害に対する措置

・施設を有する集団活動事業の設置者

(1) 火災等に対する安全対策のため、消防署に防火対象物使用開始届出書の提出を義務付ける。

防火対象物使用開始届出書は、東大阪市火災予防条例において、施設の使用開始日の7日前に設置者が消防署に提出することが義務付けられている。届出書の提出があれば、消防署は消防設備等について現地調査を実施することになることから、施設の基準適合申請時に確認をする。

市要綱

「(3)東大阪市に所在地のある施設を使用する設置者は、東大阪市火災予防条例(東大阪市条例第 38 号)第 65 条の規定に基づき防火対象物の使用開始の届出を東大阪市消防長に提出していること。また、東大阪市外に所在地のある施設を使用する設置者は、所在地市町村が制定する火災予防条例に基づき防火対象物の使用開始の届出を消防長(消防署長)に提出していること。また、不備となる事項がある場合は、改善すること。」を追記するもの。

・施設を有しない集団活動事業の設置者

非常災害に対する計画や訓練について、建物がある場合と同様に規定を追加した。また、屋外での活動であるため、重大事故発生時、園児の体調不良時の対応や雨天時の活動に関する規定を追加した。

市要綱

- 「(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
(3)重大事故発生時及び幼児の体調不良などの緊急時に対応するマニュアルを作成すること。
(4)天候不良時の活動について幼児の安全に留意すること。」を追記するもの。

4、給食(提供する場合)

衛生面の配慮及び食中毒の発生等防止の観点から「(2)衛生面に配慮し、食中毒の発生等を防ぐ対策を行うこと。」を追記した。

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等の基準
市基準と国基準の比較表(変更箇所のみ)

項目	市基準	国基準	変更内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上であること。</p> <p>ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。</p> <p>ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>	<p>基準を明確にするため国基準の「概ね」を削除</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者の3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）修了したもの（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。</p>	<p>集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）修了したもの（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。</p>	<p>基準を明確にするため国基準の「概ね」を削除</p>
3. 施設の設備	<p><(1)～(2)国基準と同じため省略></p> <p><u>(3) 便所には手洗設備が設けられるとともに、集団活動室及び調理室と区画されており、かつ幼児が安全に使用できるものであること。</u></p> <p><(4) 国基準(3)と同じため省略></p> <p><u>(5) 施設を有しない集団活動事業の設置者（以下、「施設を有しない設置者」という。）については、上記(1)から(4)と同等の設備を確保すること。その際には、施設を有しな</u></p>	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。<市基準では(4)></p>	<p>国基準に(3)(5)を追記した。</p> <p>(3)は、衛生面の観点から追記した。</p> <p>(5)は、施設を有しない設置者においても、施設を有する場合と同等の設備が利用できること。また、所有者または管理者から使用許可を得ること並びに使用するにあたり、衛生面等の管理について施設が有しない設置者が協議のうえ責任を持つ</p>

	<p><u>い設置者は、設備の所有者または管理者から使用許可を得ること並びに衛生管理、安全管理及び感染症対策について、設備の所有者または管理者と協議をしたうえで責任を持って実施すること。</u></p>		<p>て実施することを規定した。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>[建物がある場合]</p> <p><(1) (2) 国基準と同じため省略></p> <p>(3) <u>東大阪市に所在地のある施設を使用する設置者は、東大阪市火災予防条例（東大阪市条例第38号）第65条の規定に基づき防火対象物の使用開始の届出を東大阪市消防長に提出していること。また、東大阪市外に所在地のある施設を使用する設置者は、所在地市町村が制定する火災予防条例に基づき防火対象物の使用開始の届出を消防長（消防署長）に提出していること。また、不備となる事項がある場合は、改善すること。</u></p> <p><(4) 国基準(3)と同じため省略></p> <p>[建物が無い場合]</p> <p><(1) 国基準と同じため省略></p> <p>(2) <u>非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</u></p> <p>(3) <u>重大事故発生時及び幼児の体調不良などの緊急時に対応するマニュアルを作成すること。</u></p> <p>(4) <u>天候不良時の活動について幼児の安全に留意すること。</u></p>	<p>[建物がある場合]</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、</p> <p>(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。<市基準では(4)></p> <p>[建物が無い場合]</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。<市基準では(1)></p>	<p>[建物がある場合]</p> <p>国基準に(3)を追記した。</p> <p>火災等に対する安全対策のため、消防署に防火対象物使用開始届出書の提出を義務付け、消防署の指導に基づいて改善策を取ることを規定した。</p> <p>[建物が無い場合]</p> <p>国基準に(2)(3)(4)を追記した。</p> <p>非常災害に対する計画や訓練について、建物がある場合と同様に規定を追加した。また、屋外での活動であるため、重大事故発生時及び園児の体調不良時の対応や雨天時の活動に関する規定を追加した。</p>
6. 給食(提供する場合)	<p><(1) 基準と同じため省略></p> <p>(2) <u>衛生面に配慮し、食中毒の発生等を防ぐ対策を行うこと。</u></p>	<p>幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。<市基準では(1)></p>	<p>国基準に(2)を追記した。</p> <p>衛生面の配慮及び食中毒の発生等を防ぐ対策を実施することを追記した。</p>

別表1（第2条関係）対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上であること。</p> <p>ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者の3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）修了したもの（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。</p>
3. 施設の設備	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 便所には手洗設備が設けられるとともに、<u>集団活動室及び調理室と区画されており、かつ幼児が安全に使用できるものであること。</u></p> <p>(4) 必要な遊具、用具等を備えること。</p> <p>(5) <u>施設を有しない集団活動事業の設置者（以下、「施設を有しない設置者」という。）については、上記(1)から(4)と同等の設備を確保すること。その際には、施設を有しない設置者は、設備の所有者または管理者から使用許可を得ること並びに衛生管理、安全管理及び感染症対策について、設備の所有者または管理者と協議をしたうえで責任を持って実施すること。</u></p>
4. 非常災害に対する措置	<p>〔建物がある場合〕</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) <u>東大阪市に所在地のある施設を使用する設置者は、東大阪市火災予防条例（東大阪市条例第38号）第65条の規定に基づき防火対象物の使用開始の届出を東大阪市消防長に提出していること。また、東大阪市外に所在地のある施設を使用する設置者は、所在地市町村が制定する火災予防条例に基づき防火対象物の使</u></p>

	<p><u>用開始の届出を消防長（消防署長）に提出していること。また、不備となる事項がある場合は、改善すること。</u></p> <p>(4) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>〔建物が無い場合〕</p> <p>(1)活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p> <p><u>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</u></p> <p><u>(3) 重大事故発生時及び幼児の体調不良などの緊急時に対応するマニュアルを作成すること。</u></p> <p><u>(4) 天候不良時の活動について幼児の安全に留意すること。</u></p>
5. 集団活動内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6. 給食（提供する場合）	<p>(1) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。</p> <p><u>(2) 衛生面に配慮し、食中毒の発生等を防ぐ対策を行うこと。</u></p>
7. 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p>
8. 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
9. 備える帳簿	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>
10. 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>

別表1（第2条関係）対象施設等の決定基準

国の事業実施要綱で定める基準を踏まえて各市町村が記載（概ね以下のような記載とする方向で検討中。）

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数（※）	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。 ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2. 集団活動に従事する者の資格（※）	集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）修了したもの（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。
3. 設備（有する場合）	(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。 (2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4. 非常災害に対する措置（※）	〔建物がある場合〕 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 〔建物が無い場合〕 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5. 集団活動内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（提供する場合）	幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
7. 健康管理・安全確保（※）	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供

供	を行うこと。
9. 備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10. 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

※の項目は必須としている項目であり、国が事業実施要綱で定める水準を下回る（緩める）内容とすることは不可。